

## 平成 23 年度第 5 回練馬区障害者計画懇談会議事録

- 1 日時 平成 23 年 10 月 25 日（火） 午後 6 時から午後 8 時
- 2 場所 練馬区役所地下多目的会議室
- 3 出席委員 朝日委員（座長）、河村委員（副座長）、馬場委員、坂元委員、長澤委員、安部井委員、鈴木委員、保坂委員、志澤委員、森下委員、田中委員、河合委員、矢吹委員、渡邊委員、石野委員、伊東委員、森口委員（以上 17 名）  
※欠席委員 野澤委員、齋藤委員、市川委員、工藤委員、前田委員、秋本委員、米村委員、河辺委員、千田委員、八戸委員、今田委員、吉田委員
- 4 傍聴者 2 名
- 5 配布資料 障害者計画懇談会意見書（案） 【資料 1】  
障害者計画素案（たたき台） 【資料 2】

### ○事務局

皆さんこんばんは。お忙しいところお集まりくださいますありがとうございます。まだ何人か委員さんお見えになっていない方がいらっしゃるんですが、定刻になりましたので、第 5 回の障害者計画懇談会を始めさせていただきたいと思っております。本日は会議の都合上マイクが使えない場所ですので、聴き取りづらいところもあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。それとあと、区役所内はクールビズが 1 カ月間延長されましたので、暑い方はネクタイを緩めるとかしていただいて、あまり暑くない形でご参画いただければと思います。

では、まず資料等の確認ですが、先週、資料 1 と 2 を発送させていただきましたけども、皆さんお手元には届いていらっしゃるでしょうか。不足があればおっしゃってください。それと、意見書の案についての追加意見を記入していただく用紙を机上配布させていただきました。これにご記入いただいて FAX でお送りいただいても結構ですし、同じような体裁を取ってメールなどでお書きいただいても結構です。どちらでも都合のいい形でお送りいただければと思います。また後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

続いて本日の出席状況ですけれども、区側の出席者、福祉部長以下関係職員が参加させていただいておりますけれども、本日は石神井保健相談所長と関保健相談所長とが欠席となっております。

それと前田委員、野澤委員、齋藤委員、河辺委員、市川委員、秋本委員、工藤委員、今田委員から本日ご欠席のご連絡をいただいております。事務局としては以上でございます。以下の進行を座長のほうにお願いいたします。

○座長

では皆様、どうもこんばんは。お忙しい中、皆様お集まりいただきありがとうございます。この計画懇談会平成23年度第5回ということになりました。もう10月も終わりなので、こういう格好をしながら気候の挨拶ですよね、暑寒いというのがあるかもしれませんけども、不安定な中でございますが、年度も後半を迎えました。今日はいよいよ本懇談会としての意見書をまとめていきたいという重要な場面でございますので、これまでも増して、皆様方に忌憚のない意見をちょうだいできるかと思えます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして始めさせていただきたいと思えます。まず検討事項でございますが、障害者計画懇談会の意見書について、皆さんと懇談をしてまいりたいと思えます。では、案につきまして、事務局からまずご説明をお願いしたいと思えます。

○事務局 資料1の説明

○座長

どうもありがとうございました。それでは、まずこの意見書のまとめ方でご説明がありました。過去の懇談会で皆様方からご発言いただいた分、それから文書にてご提案いただいた分、そしてこの場で議論していただいた内容、それはいずれも議事録に記載されていると思うんですけども、ここに基づいて事務局のほうでキーワード、重要な意味を持つ事柄を中心にまとめていただいたということ。それから、それぞれの委員さんの意見を羅列するのではなくて、ときにはお一方の意見に代表していただいて記載したり、あるいはそれらをまとめて記載したいということで書いていただきました。

この意見書はもちろんこの懇談会として区に提出するものでありますので、ぜひ皆さんの最終的な確認をして、意見書でありますので、そのまま中にはこういう考え方もあるということで、両論併記的な部分もあるかと思えます。そこで一本化して、どちらが正しいとか誤っていると言うことは難しいと思うんですけども、より良い計画を策定するために、これだけの意見をぜひこの計画策定に活かしていただきたいということで、この意見書を今日まとめていきたいと思っております。

まず事務局で説明がありました、意見書の位置付けというか、まとめ方については何かご意見等ございますでしょうか。基本的にはよろしいでしょうか。ちょうど1枚めくっていただいた「はじめに」の所に、例えまだ宿題が残っているわけじゃありません。今日の議論を求められて、私もおそらくこの項目を貫く考え方であったり、この懇談会での皆さんの思いを短いところではありますけども、このページに集約をして、意見書としての効果を高めていきたいなというふうに思えますので、また皆様方にもお見せしてということになるかと思えますけども、今日は白紙でございます。

それでは、せつかくの機会でございますので、一応お読み解きいただいているとは思いますが、1ページから確認をさせていただきながら、そのときにご意見があればいただき、それをすぐこの場で文言に修正を加えることは難しい

と思いますので、確認をしながら「これは」というところ、あるいはこういう趣旨で発言したわけではなかったんだけども、ちょっと違うような読み解きがされているなんていうことがあれば、遠慮なく出していただいて、それを最終的に事務局で調整をしていただくということにしたいと思いますが。はい、どうぞ。

○委員

すみません。ちょっと戻っちゃうかもしれないんですけど、障害者計画と併せて、障害福祉計画のほうも検討していくことになるかと思うんですけども、それについてはこれからどういうふうに進められていく予定なのか、この懇談会としての意見を出す機会があるのかどうかというところを教えてくださいたいと。

○座長

なるほど。これは事務局からご説明いただいてよろしいですか。

○事務局

基本的に、障害者計画、障害福祉計画、根拠法が違うので、ある種別物という形になっているんですけども、基本的には障害福祉計画は、障害者計画に包含されるような立場かと思えます。特にその総論部分については、共通のものという形で考えております。

ただ、今の障害福祉計画については、最終的に数値目標とかがまだ積み上がっていないものですから、それについての案については次回お出ししたいというふうに思っております。その際に、またご意見等あれば、最終的にこの数値の中に盛り込むことは可能かと思っております。

○座長

よろしいでしょうか。障害福祉計画についても、この懇談会でも当然、懇談事項でありますので、ただ、それについては今日のこの段階ではまだ…、基本的な考え方などは当然、障害福祉計画にも意見内容が反映してくると思えますけども、具体的なところでどうだというのはまだ示されていませんので。という理解でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは1ページをお開きいただきたいと思えます。総論、基本理念、提言の部分。これは一つひとつお読みしたほうがよろしいでしょうか。よろしいですか。提言の、では四角で囲んでおります1と2の部分。こちらについてはご意見ございますでしょうか。

○副座長

後から出て来るたたき台と構成についてなんですけど、皆さんにご確認いただくのに、基本理念が先、計画目標が2番目というふうになっているんですけど、これまでのことと、今回は目標のほうが出ているのは…、どちらがいいんでしょうか。というのが、ちょっと気になったので。形式的なことに過ぎないかもしれませんけれど。

○座長

素案のところ、今度は具体的な施策のところになると、この意見書を受けてもう一回書き込むことをするので、今の副座長さんのあれは、具体的にはどう…

○副座長

先に書き込みすることによって、これを基に意見を述べて、これは順番は、目標のほうを先に入れたほうがいいのかなど。

○座長

これは何か事務局でありますか。

○事務局

基本理念についての議論を先に扱ったものですから、ついそこを先に書いてしまいました。計画書の体裁に合わせたいと思います、最終的に。

○座長

はい。じゃあ、今日の資料としては「基本理念」、「計画目標」ですけども、最終的な意見書を出すときには、計画の目次立てに合わせるということによろしいですか。

○委員

やっぱり委員としては、目標数値とか目標よりも、むしろ理念があつてこそ計画があると私は考えるので、理念が先に来てほしいなと私は個人的に思うんですけど。

○座長

なるほど。関連していかがでしょうか。

○委員

今もお話出たように、意見書をまとめられるのも大変な苦勞だったと思います。今の委員さんから出ましたけど、やはり基本理念というのは、基本ではないか。それに基づいて具体的な目標なり計画というのが出て来るんじゃないかなというふうに思います。それに関してもう1つ。

○座長

はい、どうぞ。

○委員

その中で、これまでの意見の中で、こっちの述べてきた意見で、非常に重要なキーワードが、今日のこちらの資料2ですか。ちょっと先走ってしまうんですが、理念の所に「誰もが安心して」という「誰もが」という言葉があります。「誰もが」というのは非常に重要だと思うんです。そのことが、こちらの意見書の中ではちょっと抜けてるので、それをやはりどこかに入れていただきたいなと。

なぜ私がこんなことにこだわるかというと、「誰もが」というのは、これはもう誰でもわかるけど、私どもがここでやってるのは、基本的には障害者ということなんですが、今の法体系から言うと、障害者という範疇が、私なりから言うとかかなり限られている。そういう中に、1つの形である理念とか、そういったものが入ってない。「誰でもが」と言っていながら、難病者とか、そういう部分が抜けてきてしまうという。ちょっと物足りないというか、そういう部分があるので、ぜひ「誰もが」というところで、いわゆる現状の障害者という部分だけでなく、少し幅広く、難病なりいろいろな方々を見据えて、もちろん法に基づいてやっていくことですから、いっぺんにその枠を広げるわけには行かないと思いますけれども、後でこの中にも出てきますけれども、法体系とかそういったものを見直し

というものが現在進められているということから行っても、そういうことに、理念も含めてという考え方で行くんだという姿勢は示していただきたいです。これは私の希望ですが。

○座長

ありがとうございます。そうしますと、ここまでの議論を少し整理すると、意見書としては、いみじくも事務局からお話がありましたように、基本理念についてはだいぶ時間をかけてご議論いただきましたので、それが冒頭に出て来るというのは当然、自然の姿であろうということでご確認いただき、もちろん計画目標もそれに関連して、ここで議論されたわけですが、そこから言えば、計画策定そのものを、やはり理念が入ったところでの確認がされるように、意見書としても持って行きたいということによろしいですかね。ありがとうございます。

むしろ、こちらの順番に影響を与えるような意見書として、基本理念をまず確認し、それから今のご意見は、提言の四角の中には「誰もが」とありますけども、下の提言の部外になりますと、まるで「誰もが」という言葉がなくなってしまうので、その辺りを例えば3番目の「どの立場から見ても」という言葉とか、あるいは、そもそも対象は、もちろん法律によつての規制はあるけれども、しかし練馬で障害を持つ人というふうに言ったときには、当然、いろいろな課題をお持ちの方がそこに含まれているというところをスタートラインにして、現実には法律につき合わせていくためには制約もありますけども、というような趣旨のご発言というふう理解しましたけど、よろしいでしょうか。

ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。はい、ではお願いします。

○委員

資料2のほうに触れていいのかとどうかいうことはあるんですが、資料2の4ページ上の「計画策定の趣旨」ということで、7ページが目標で、8ページが理念となってるんですけど、冒頭に出て来るこの「計画策定の趣旨」と「基本理念」がどう違うのか、私ちょっとよくわからないところがあって。そこを具体的に計画を作る、素案として出されてますけど、その趣旨と理念というのがどう違うのかというのが、もう一つ理解できないといいますか。その説明をちょっとしていただきたいと思います。

あと、趣旨を読んでいて、わかる部分もあるんですけど、例えば障害権利条約のことなんかはさらっと書いてあるんですけど、権利条約が何かということをもうちょっと書いていただいてもいいかなと。障害者計画とか障害福祉計画を作る意味というの、もうちょっとはつきりするかなというふうに思いますが。

今からあまり難しいことを書く必要はないと思いますが、ちょっとその辺りのことは少し入れていただいてもいいのかなと思います。

○座長

ありがとうございます。先ほど来、この資料2のほうに関連するご質問やご意見も多々あるわけですが、2のほうは練馬区が計画策定の主体になりますので、区としての計画の素案が今日はたたき台として、まあ項目中心になりますけ

ども、この懇談会に示されているというふうにとらえていただければいいと思います。

当然、この計画を作るための懇談でありますので、この懇談会としては意見書として、総論・各論という点では全体的な基盤に対するものなのか、各論に対する意見なのかというのがわからないといけませんので、それを踏まえて議論をしていって、今、資料1の意見書としてまとめようとしています。

そうなったとき、例えば今の意見でありました「趣旨」というのは、ほかの自治体でもそうですが、これは自治体の作成する行政計画なので、その位置付け・法的な裏付けが何であり、どのような経過でというのが趣旨として書かれるんです。

ただ、1つの冊子として見た場合、最初からそれを見ていくと、なかなか理念にたどり着かなかつたりして、ちょっとつまらないなと正直私なんかはあって、最初に理念がポンと出るような書き振りもあるんじゃないかなということ、ほかの機会でもずっと申し上げてきたところなので、例えば、ここの具体的なところはまた、今日はたたき台ですから、次回以降この計画書に策定されて、私たちの懇談会の意見がどういうふうに反映されてるかということの一つひとつご意見をいただきながら確認していくことになりそうですけども、今おっしゃったような部分も、意見書にそのまま書くかどうかはちょっと難しいんですけど、計画書を見ないといけないので。ただ、今の坂元委員さんのお話ですと、やはり基本理念のところ、権利条約が唱えているような部分というのをきちんと、ここの計画の趣旨であれば趣旨に落とし込んでいく必要があるのではないかというご意見だというふうに承って、そういう意味では基本理念の所で、今のようにお話をこちらの意見書のほうに盛り込んでいって、それをこの計画策定のときにどうやって受け止めていただけるかということ、また議論していただけるのかなというふうに思います。そんな整理でよろしいでしょうか。

この形式に対するご意見のような感じでしたけども、基本理念の所に、例えば権利条約の正しくとらえている所をもう少し入れるなり、わかりやすく共有すべきだというような意見もここに入れていただくと、もしかすると今の計画書では反映していくのかもしれない。そんなような理解でよろしいでしょうか。

勝手にしゃべってしまったんですけど、計画の趣旨のところ、もし事務局のほうでご説明があればお願いします。

#### ○事務局

趣旨については、座長から説明していただいたとおりと、あとは計画策定に至る経緯とか、そういったところが中心になると思います。結びにあるように、「こういった状況の中で策定することといたしました」と書いておりますので、これがその意図を端的に表しているかなと思っております。また、権利条約については書き方はいろいろあるかと思うんですけども、コラムみたいな形で載せるのも1つの方法でしょうし、この文書の中に盛り込むということもあるのかなと思いますが、その辺は少しこちらのほうで検討させていただきたいと思います。

#### ○座長

そうしますと、せっかくいただいたので、総論の理念に関連して権利条約の趣旨が障害の有無に関わりなく、練馬の皆さんにわかるような、そういう工夫をされたいと、そういう意見を出したいということではいかがでしょうか。はい。ほかによろしいでしょうか。今日は全体での確認作業でございますので、もちろんいい忘れてしまったというような、先ほどご説明があったペーパーで、なおご意見出していただいていると思いますけども、特に「この表現は、こんなはずじゃなかった」とか、もうちょっと今いただいたように「こんなところを強調したほうがいいんじゃないか」ということを確認しながら進めていきたいと思うので、よろしいですか。はい。

では、2番の計画目標についてでありますけども、これについてはいかがでしょうか。はい。

○委員

以前、計画目標について検討した時は、ここに書かれている表現がとてもよいと思っておりました。18年度の議事録も読ませて頂き、その表現に至る経緯がきちんと書かれていて「なるほど」と思っていたのですが、今回、「障害者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格に関する提言」を読みまして、法の目的の中で「障害の種類、軽重、年齢等に関わりなく・・・」という文言が使われています。こういう表現方法もあるなというのを感じています。本日の資料2の7ページ(5)の計画目標の中で「どんなに障害が重くとも、地域の中で自分らしい自立した生活・・・」という文言が最初にあって、その趣旨説明として下段の○の三つ目のところに「どんなに障害が重くとも地域の中で自分らしい生活が出来る社会とは、障害の種類や程度に関わらず、地域の中でその人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら・・・」と書かれています。

「どんなに障害が重くとも」という言葉だけで、ここまで広い意味を説明しきれぬのか、皆さんが理解できるのかどうかと、そんな気がしました。

あれから自立支援法が施行され、今また、障害者総合福祉法が検討されています。谷間の障害をなくすという意味でも、最初から骨格提言にあるような感じの表現にしてはどうかと思います。

○座長

ありがとうございます。そうしますと、計画目標は継承すべきだが、例えばその表現については、より皆さんがわかりやすいように工夫すべきだと。

○委員

谷間の障害をなくすという趣旨を込めて、そういうふうな文章がありまして、それであれば、かなりカバーします。先ほどのご意見もこの中に含まれているんじゃないかなという気がいたしました。

○座長

「重くとも」ということで全体を見据えるというよりは、そうなると特定のところで重い・軽いみたいだということ、それよりは、重い・軽いも含めて種類や程度、軽重をそういうふうにしたほうが、結果的には状況に関わりなく、排除することなく向き合っていけるという。

○委員

重いということだけでなく、軽度の知的障害とか、高次脳機能障害者もそうです。そういう谷間にある障害の方もたくさんいらっしゃるんです。そういうことも含めて、谷間の中の方に。

○座長

なるほど。この点については委員の皆さんに。重度者の内容というところを強調するときには「どんなに重くとも」と、そのときは言いたかったんでしょうけども、今やその範囲なんかも含めて、逆に主観的な「いや、重たく見えたからいいじゃないか」というふうになりがちなところにもきちっと目を向けていこうということですね。

○委員

ご意見を使っていた中で、障害が重いということで、すべてがひっくるめて考えられるという中で、私たちの世代というか時代は来ました。自分の子を中心に考えたら、谷間は今どこにあるのかというのが。どこで誰が当たるかなとか、そういうふうにならずとやってきたところで、今言われたような発言もいいかなと思うんですけど、やっぱり難しいものという当面の。確かに今、自立支援法の中ではいろんなことが出てますけど、そういうものを、障害もそういった感じでいいんだけど、何かもっと全体的に本当にそれでいいのかなと。何かわからないんですけど、今言われたものに、やっぱりそれにプラスする何かがあったらすごく…。

やっぱり「重くとも」と言うと、すべてをひっくるめて安心してきた私たちにとって、それがそういうふうな所に、またそこで狭間になってしまうという形で、なかなかこの表現というのは難しいなど。

○座長

例えば「医療的なケアを必要とする重度の障害者は」という言い方がずっとまかり通ってきたわけですが、でも本当は、そのときの重度というのは誰がどう決めているのかということを考えると、やはりその重度ではなくて、例えば濃厚な医療的なケアが必要だということで、その人の障害が重度か軽いかと決める必要はないわけで、何が重要かということに着目していくという視点も、すごく必要だと思います。そういう意味で、十把ひとからげに重度というふうに言うことで、いかにも「対応してますよ」ということよりは、より細かく広く。でも、おっしゃるその部分、それでもなお必要な所をどうするかというのは難しいですね。

○委員

前回の懇談会のときに「どんなに障害が重くとも」という文言が入ったことで、非常に区民からの反響が大きかったというふうに私は評価しています。物凄く練馬区が包み込むように、障害者を温かい目で見守っていつてくれるんだなというような印象を受けたというような声もよく聞きましたので、この「どんなに障害が重くとも」ということでスポット的な感じにとらえられるかもしれませんが、読み手という区民、計画を受けるほうの側とすると、この言葉が入ってい



ることよっての安心感があっても、1つあると思うんです。

○座長

ありがとうございます。

○委員

当たってるかどうか、適切かどうかわからないんですけど、今、障害の程度が重くともという意味は、主に身体的なといいますか、重度的など感じるようになると思うんですが、もう1つ、じゃあ軽かったらいいのかと言うと、それは逆に、社会的な生きにくさというものなんかで言うと、必ずしも医療的な難しさとは比例しないという部分があると思うんです。そういう意味で、本人ないし家族が何らかの障害を持っていることによる社会的な生きにくさ、こういうことにも充分対処してというふうな意味合いがあるのではないかと思うんです。それで全部なのか、難しいことだと思います。実際にはそういう部分を感じています。

○座長

ありがとうございます。さて、この基本的な事柄に関わる、しかし重要な部分でありますので、でも、ここの懇談会としてはさまざまな意見が出ておりますので、それを最終的に区の計画にどういうふうに集約するかというところは決めていただかなければいけないんですけども、それに当たっての、まさに種類で分けるものでもなく、しかし重たい障害に対して対応するところから生まれる安心感も大事にしながら、医療的な部分だけではなくて、社会やあるいは地域の環境によって生じている生きづらさというものを、全部包括するようなところで、さあ、どういうふうに表示するかは難しいんですけども、少なくともそういう思いがここに込められているところでの意見として確認しておきたいと思います。ありがとうございました。

さらに計画目標について、いかがでしょうか。では、進めていきたいと思えます。2ページお願いします。各論です。たくさんあるので、一つひとつ行きたいと思えますが、「機関相談体制を構築するについて」ということで、提言として主に3つのポイント、そして、その各論というかが全部で7つでございます。こちらについてはいかがでしょうか。

事務局のほうにお伺いします。例えば基幹相談支援センターというのはおそらく、関係者は元より、練馬区民の方にもなかなかなじまない言葉で、こういうのは解説みたいなのが付くんですよ？

○事務局

はい。補足説明はしたいと思えます。

○座長

これについては何かございますでしょうか。どんな微細なことでも結構でございますので、確認をしていただければと思えます。よろしいでしょうか。

○委員

ケアマネジメントという言葉があるんですけども、一部、介護保険のケアマネジメントみたいに、そういう障害者に対する利用計画みたいなものを策定しなければいけないなんていうことをチャット聞いたんですけど、それについてはどの

ように？ケアマネージャーが障害者一人ひとりに対して、いろいろと介護保険の  
ように利用者計画を作るという、そういう流れっていうのがあると聞いたんです。

○座長

そのとおりです。

○委員

ええ。それはどうなんでしょう。

○座長

それをここに…

○委員

だから、そういうことはあるんでしょうか？ということ。

○座長

ここにですか。

○委員

うん。

○座長

この議論のときには…

○委員

要するに、ここでのケアマネージャーという意味は、大体普及してるのは介護  
保険におけるケアマネージャーであるから、それと同じような役割を意味するも  
のなのかということかと。要するに、ケアマネージャーというのは大体その仕事  
としては、要介護とかそういうものを判断するために利用計画を立てるとするイ  
メージがすごく強いので、それと同じようにとらえられるべきものなのかとい  
うことです。こういうふうになっていくと、制度がそうになっていくんじゃないか  
というふうに思う人がいるんじゃないかということなんです。

○座長

なるほど。この辺りについては、このご発言がどなたかというのは覚えてない  
んですけども、制度として、もちろんこの総合福祉法が変わろうとしてやろうと  
しているところで、従来の障害者自立支援法におけるケアマネジメントという、  
介護支援の計画策定というのがほとんど行なわれてこなくて、それを今度一つの  
仕組みとしてやっていこうという動きになってきているんです。その上で、ここ  
ではその議論というよりは、本来あるケアマネジメントという支援技法というか、  
障害のある人を真ん中に置いて、必要なサービスを組み合わせて、さらに必要で  
あれば、それを開発していくという意味での議論だったと思うんですけども、こ  
このところで介護保険と同じようにケアマネジメントの仕組みにすぎきだとか、  
それによって給付の抑制を図るべきだとかということは、ここでは議論されてな  
かったような気がするんですけども。あくまでもケアマネジメントという考え方  
を実際にどんなふうにするかという分野で、まさに窓口認識としてどうあるべきかとい  
うことをきちんと位置付けていく必要があるということ、それを制度的にどうい  
う方向に持っていこうということではなかったような気がするんです。

○委員

抽象的なコーディネーターを言い換えただけだったみたいなケアマネージャーみたいな感じですよ。

○座長

そうですね。上のほうはケアマネージャーというふうな、コーディネーター(ケアマネージャー)というご意見もありましたので、そういうふうになっているので、意見書で用いているケアマネジメント、ケアマネージャーが仕組みとしてのケアマネジメントを言ってるのか、いわゆる援助技術としてのケアマネジメントを言ってるのか、この辺りについてはあまりそういう意味では厳密にはしてるのかということですよ。

○委員

ええ。

○座長

たまたま世の中そういう動きがあるので、受け止め方によっては、それを強調するということは、例えば給付の抑制をしようとするのではないかとか、あるいはそうすべきだという意見が出てるので、ここはちょっと難しいかもしれないですよ。はい、関連してですか。

○委員

一番下の意見で「ケアマネジメントに一般的に定義があるか云々」という所で、ケアマネジメントのあり方、ケアマネージャーがどういうように関わっていくか、どういうふうに関わっていくべきなのかというのは、やっぱり明確になってないと思うんです。そこのところで、やっぱりとらえ方が当事者さんにも、また、各行政自治体によっても違ったりする。ただ、練馬区では、その人の意思に沿って、誰もが生きがいを持って生活できる地域にしていくんだと言っているわけですから、単なるサービスの組み立てをするのがケアマネージャーではないということです。そういう点もあるとして、まだまだ支援を組み合わせ、その人の地域生活の希望をかなえるというのがケアマネージャーのあり方だと思うんです。

それが一般的な定義の中では、当然そういう定義は入ってるんですけど、じゃあそれがすべての段階で共有されてるかと言うと、そうじゃないので、そういうものが出来ているとこういふふうになるのに、「誰もが安心して」というものもかなえられる地域にすると言ってるんですから、ここのケアマネジメントのあり方についても、やっぱりひと言触れておくべきなのかなと。だから「ケアマネジメントをやります」だけだと、この議論に参加してる人はある程度読み取れると思うんですけども、不特定多数の方が読むんですよ。

場合によっては「地域で支えていく」「地域の協力を得る」と言ってるわけですから、その場に関わらなかった方にも読んでいただかないといけないということになるわけですから、見本としてのケアマネジメントのあり方に「私たちはどう考えてますよ」というのを入れておいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

○座長

そう入れることによって、先ほどの委員さんの心配されてる部分は解消される

ということですね。

○委員

そうですね。

○座長

どうもありがとうございました。そうしますと、ケアマネジメントの考え方はもちろん、それぞれ委員の皆様方、いろいろあるかもしれませんが、少なくとも今のご意見のような、そこは私もちょっとさっき申し上げたような、障害のある人を中心にして必要な支援を組み立て、また、それを機に開発していくということを含めたケアマネジメント、それから、ケアマネジメントの本来あるべき姿を踏まえていくことが、1つの共通認識ですかね。その点についてはどうでしょうか。よろしいでしょうか。それは、今の制度としてはどうかというのは、またそのことを踏まえて具体的に議論していかなければいけないということでもよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

さらに、よろしいでしょうか。

○委員

下から3つ目の○で、過去の支援センターのネットワークが民間の相談支援事業者とうまく連携できるように、民間の支援事業者というのは具体的に何を指しているかというのがあって、現在ある施設・機関で言えば、何になるのかなというのが、ちょっとよくわからないんですけど、ちょっと教えていただきたいんです。

○座長

これはちょっと事務局でお願いします。

○事務局

一般的に、主に活動してるのは相談支援事業者で言うと、きららであり、すてっぷであり、練馬区内の区立生活支援センター4カ所が相談支援事業者に当たるんですけども、実はこれ以外に法人さんが相談支援事業を立ち上げてるという所が7カ所ほどあるんです。ただ、これのマネジメントのようにお金が入って来る仕組みというのが確立されてないという状況があって、看板はあるんですけども実際に営業してないというような状況になっている所があります。

ですので、このご発言をされた委員さん方にとっては、看板だけじゃなく、相談支援事業者が今後活動する余地があり、そことうまく連携をしていってほしいというような趣旨だったかと思います。よろしいでしょうか。

○座長

ありがとうございました。

○委員

下から2つ目の○の所で「ケアマネージャーが保健や教育」となっているんですけども、これは保健の中に、まあ医療も含まれるとは思いますが、重い知的障害の場合、一生涯にわたってケアしていかなければいけないという部分もありますので、保健よりも医療のほうが上位に立つのか、どうなるんだろうということちょっと疑問が残りました。

○座長

むしろ医療を明確にして。順番は保険、医療なのか、医療、保険なのかわかりませんが、少なくとも「医療」という言葉をここで明記して。これもよろしいですよ？皆さん。はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員

相談体制というのは、ちょっと私勉強不足で大変申し訳ないんですけども、相談センターが果たしてケアマネジメントができるんですか？実際。ケアマネジメントというのは、障害者の全人格を支援するわけです。全人格を支援するということは、その人を理解するということですね。あと、少なくとも愛情を持って障害者に接することです。それを相談センターができるんですか。それよりも、施設が実際24時間接してやってるわけです。そこがケアマネジメントをすべきであって、相談支援センターがそんなことができるはずないと思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○座長

これは相談支援…

○委員

だって、相談支援というと全人格を受け止めるわけです。2時間、3時間で全人格を受け止めることができますか。それよりも、事業所がそういうことはできるはずで。事業所がケアマネジメント計画を作って、あと、支援計画を作ってるわけです。二重でそういうことをやるのは無駄なことだと思うんです。そういう機能は事業所がやるべきであって、相談支援センターはケアマネジメントをやるなんていうのは、私は無理だと思います。

○委員

今の下から2つ目の所ですけど、こういうふうに「コーディネーター」と書いてあって、(ケアマネージャー)ですか、書いてあります。コーディネーターというのは本当に今のご紹介の、介護につながるためのコーディネーターが必要…

○委員

それはできると思うけども…

○委員

ケアマネージャーと書いてあるところは、ちょっと意味がよくわからないんですが。

○委員

ですから、コーディネーターという言葉だったら私は適切だと思うけども、ケアマネジメントまで踏み込むことはできないと思うんです、相談支援センターは。

○委員

つなぎ先の仕事。

○委員

そうですね。

○委員

事業所に行けない人、障害者はそれこそたくさんいます。例えば今、コーディ

ネーター、ケアマネジメント、行く前にも相談支援ということが必要ではないかというところで、今いろいろとやっていますように、その中で今後専門職としてケアマネを入れたり、そういうふうにしていくということでやっているんですけど、事業所と連携を取りながらということであって、事業所に属さないいろいろな障害、そうするとやはり相談支援という、その場合必要になるのかなと。そこから一応。ただ、事業所があれば、そこにも行けるんですよ。民間とのあれですけど、法人の持つという。だから、そういう意味では、事業所が専門職の濃いものをケアマネができるのかなと、反対に事業所そのものと共有化したそういう相談ができるならば、そこがもう1つの相談支援センター窓口になるんでしょうけど、それに属さない、年齢からすべていろんな障害者にとっては、やはり今後必要になるのではないかという意味で…

○委員

練馬区の目標というのは、在宅をなくそうということで、そもそも原点があるわけですよ。在宅なんかあり得ないと思うんです。だって、練馬区の目標は在宅をなくそうということで、今まで障害者計画というのを作ってきたわけです。その中で在宅が発生してるというのは、そこで障害者計画は「どこにそういう欠陥があったんだろう？ どういうところに問題があったんだろう？」ということを検証していくべきであって、在宅を前提にしてやっていったら、練馬区の障害者計画そのものが問われるわけです。

○座長

ごめんなさい、今のご意見は、別に在宅がそうなるということではなくて…

○委員

在宅でも就労し、社会に出ている…

○座長

例えば就労する方という、事業所は使わなくても仕事をしていく上でケアマネジメントを受けながら、という方もいらっしゃいます。

○委員

まるっきり在宅を望んで、ある程度重い障害があっても、本当に在宅で自由に24時間365日、自分自身自由に動きたいという方も知っていますので、やっぱりそこが必ずどこかに属さなければいけないということも、障害者だから、そういうことが必要だということもないと思います。それでかなりエンジョイした生活を送っていますよね。

○委員

だから、そういう福祉支援サービスが、より良くなるということが1つの目標であると思うんです。在宅というのとまた違う話でしょうけど。

○委員

私の所は今訪問介護をやっています、やっぱり生活支援をやらせていただいているんですけども、うちはやはり精神からいろんな障害、重度の生活支援、さまざまなことをさせていただいているんですけども、やはり訪問介護といいますと、医療との連携とか、あるいは…。実は私も障害の子どもを持っておりまして、す

ごく理解ができるところがありまして、やはりその中で、その人がその人らしく、誰もがやっぱりその人らしく地域の中で生活していくということになりますと、どうしてもやはり医療とか看護とかいう関係機関が絶対必要で、その人本人の問題だけじゃなく、その人の家族のことも絶対に関わってくるので、そう言ったらやっぱりマネジメントをする所が、その人をよく知っているまず身近な所に絶対必要だと思うんです。

さっき言ったように、「在宅では、もう障害の人ではありませんよ」と練馬区では決めてあるということであるとするのであれば、ちょっと私には理解はできないという部分なんですけど。

○座長

はい。

○委員

相談支援やっついて、利用者さんの相談受けて、話していて、とりあえず頑張っけて聞いて、1回に2時間、3時間。それを何回も繰り返して何十時間も話を聞けるわけではありません。それを基にして、じゃあどうい生活を作っていこうかというのを非常に相談しているわけなんですけども、そのののころにも指摘されていると思うんです。

支援されてる方、ご家族であつたりとか、直接支援をされてる方というのは、1日に最低でも4時間か5時間その方と一緒に過ごされていて、ずっとその間その人に何が必要かというのを常に考えているわけです。常に動きながら支援されてるわけです。その人たちと同じ視点を相談支援の事業者、相談員が持てるかと言つたら、それは持てないのは当たり前な話だと思っんです。ご家族と同じ視点は持てません。それは当たり前だと思っんです。なので、相談支援において利用者さんを全面的に預かるということは、そういった感覚というのは持っていけないということは思っっています。

必要なのは、さっきコーディネーターと言つた人がいますけども、やっぱりその人の支援というのは、1人の人で完結することはできないわけです。様々な方が関わる。で、その人の思いを中心にして、それぞれの方がその人の思いをかなえる、どういものについて、どうい役割を果たすのかと。その役割分担の交通整理をするのが相談支援ということであつて、そのためには当然ご本人に受けてもらつて、それに関わる支援者の方だつたりご家族とも話さなければならぬ。それがマネジメントということになるのかなと思っっています。

その辺のあり方というのかな、なかなか相談支援というものだけがポーンと出でしまつて「計画を作りなさい」、「サービス利用計画を作りなさい」ということだけが前面に出でしまつて、本人の生活を支えるための仕組みとしてどういものが必要なんですよと、中身のケアをされてないところがあつて、支援者間でも共有できてない部分があるとは思っんですが、相談支援に関わつたことにあるものですが、そういう形でつなぎをすることによって、より手厚く利用者さんの生活を支えて、今あるサービスの仕組みではこたえられない部分も将来実現させるためにも、お手伝いするものだというふうに考えていただいいていいのかなと思

っています。

#### ○座長

ありがとうございます。相談支援事業者が障害のある方に向き合うという基本的な姿勢を問いかけていただいたと思うんですけども、でも正直、全人格に関わるということは逆に難しいし、それはもしかすると家族かもしれないし、ご本人かもしれないし、あるいは事業所で普段接されている方もいる中で、その向き合い方の基本的な姿勢を問いかけながら、でも全人格ということになると、かえって相談支援事業者が短い接触の中で「このように生きるべきだ」と言うのはおこがましいですね、ある意味。

ですから、そういう意味でこの問題は、例えばセルフケアマネジメントという考え方もあるんです。障害の種類によっては自分で考えて、24時間自分の働き方をしていくという部分もあるでしょうし、事業者がその方のために一生懸命ケアマネジメントの技法を使って対応していくこともあるでしょうし、相談支援という制度的枠組みの中で向き合っていくこともあるでしょうから、むしろそういう議論を、ケアマネジメントということの切り口に、それでこういう意見交換をしたり、交流できることがすごく大事なので、そういう意味でケアマネジメント体制の整備というときに、仕組みだけじゃなくて、そのあり様も練馬区の中で問いかけていくという、そういうようなことかなと思っているんですけど。

#### ○委員

ですから、ケアマネジメントという言葉が、ちょっと引っ掛かる。それよりも、今の実態としてはコーディネーターですよ。あと、セルフ何とかとおっしゃった。そのほうが実態に合った言葉だし、我々もそういう言葉のほうが、「相談支援センターって何をやる所？ ケアマネジメントまでやっちゃうの？すごい。そんなことできるの？」というのが、最低こちらから疑問が湧いちゃうので、「私たちはこういうことしかできません」という言葉遣いのほうが、今例えば相談支援センターの中の「私たちは、そんなおこがましいことはできませんよ」と言ってるんだから、やはりケアマネジメントという言葉で、ちょっと違う言葉に変えたほうが、お互いに理解不能にならないんじゃないかなと思います。

#### ○座長

その言葉に対する思いや、あるいは経過も違うと思いますので、少なくともケアマネジメントのあるべき姿の議論の追及というのはこの中で込めて、とりあえず言葉としては、そこはおっしゃる趣旨はよくわかりますので、そんなような工夫をしていきたいということではいかがでしょうか。じゃあ、どうぞ。

#### ○委員

先ほどから何度も言っているように、本人中心という言葉と、その本人の思いをかなえるというところは、やはりその説明の中に入れて…

#### ○座長

ここは懇談会としての重大な。よろしいですね。はい、ありがとうございます。ちょっと時間のほうが半分過ぎちゃったんですけど、10分ないと思うんですけど、5～6分休憩させていただいてよろしいでしょうか。



<休憩>

○座長

せかすのでは全然ございませんが、一応今日残りの8時までの間に皆さんのご意見を集約して、資料2のほうはたたき台でお示しいただいたということで、細かくご説明いただくというよりは、もう少し区のほうでまとめていただいた段階で次回お出しいただきたいと思いますので、今日はすみません、横目で見ながらということになろうかと思います。

それでは3ページ、「居宅系サービスを充実する」についての所ではいかがでしょうか。

○委員

今移動支援というものがあるんですけども、結構単価がすごく低いので、非常にやり手がないというか。あと、やっぱりヘルパーさんにお支払いする時給がすごく低く、その割にはすごく時間がかかったりすることで、なかなか手はないらしいので、そういうところもちょっと見直していただけるとありがたいかなというところです。

○座長

そうすると、区としてという制度的になるので。

○委員

すみません、制度とは違うんです。

○座長

移動支援の充実というところで、その中には今言ったことも含まれるということでしょうか。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。もしお聞きになることがあれば結構ですので、一応進めていきたいと思います。

4ページの(3)「日中活動系のサービスについて」です。この点についてはいかがでしょうか。

○委員

聞きたいところは6ページの「サービスの質の向上について」の所で、上から3つ目の○の所、「通所施設などにおいては」という所で「利用者支援に還元していく仕組みを整える必要がある」と文言があって、このことを3番の所に同じ文言というわけには行かないかもしれませんが、いわゆる本人なり家族の必要な要求が、これがそのままできないという、この日中活動系サービスの所に、通所施設みたいな所にふさわしいのかなという感じがしてるんです。

ですから、このことを3番の中に入れていただきたいな。そういう意味ではほかの所とダブる部分が出て来るとは思うんですが、一番関連が深いのではないかなというところで、何らかの形で3番の所にも入れてほしいという希望でございます。

○座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員

今の意見に対してなんですけど、もし3番に入れるとするならば、現在うちの娘

はもう通所サービスを使っていて、関連されている仕組みは十分に整っている  
ので、そういう練馬区民もいるということなので、「整える必要がある」という確  
認ではなくて、違う書き方でもし3に入れるならば、そういうふうにしていただ  
きたいと。整っている所もあるので。

○委員

それはうらやましい。

○座長

じゃあ趣旨としては、サービスの質という側面、ちょっと先に言っちゃいまし  
たけども、日中系サービスの充実の1つの要素としているんだけども、ほかの現  
状とのバランスを見て、表現は少し変わるかもしれない。

さらに、3番の日中活動系サービスの所ではいかがでしょうか。よろしいでし  
ょうか。

○委員

上から2つ目の「障害者の高齢化対策について」ということで、自立支援法か  
介護保険かの使い分けをどうするかということが書いてある。国の制度では、介  
護保険が優先、一定年齢ということがあるんですが、個人的には本人の選択が許  
されるべきじゃないかというふうには思ってるんです。そういうことをここに書  
けるのかどうかというのはちょっとあるんですが、ここで検討する必要があると  
いうことに…、すみません、ちょっとよくわからないことがあるんだけど、介護  
保険の、ある障害者が高齢になった場合に、介護保険を使うのか、障害福祉サー  
ビスのほうへ行くのかという、自治体がどこまで特化できるのかというのがわか  
らないんですけど、そういう意味での検討を要するというふうな書き振りにして  
いただければなと思うんですが。

○座長

サービス提供側だけでどちらか検討していく、区として仕組みを作るというの  
ではなくて、いろんなよその状況など、そういうことも含めて検討するというこ  
とだと思っんですけども、そこがどちらかに偏らないようにということでしょう  
か。

○委員

はい。

○座長

今日はすぐに適切な表現というのをここで出すのは難しいので、ご意見として  
伺っておこうと思います。ほかはいかがでしょうか。では3番、4ページの所は  
以上とさせていただきます。

5ページ(4)「居住サービスを充実する」についての所ですが、こちらにつ  
いてはいかがでしょうか。

○委員

ちょっと細かい所なんですけど、4つ目の○の所に「グループホーム・ケアホー  
ムを整備するに当たっては、消防・建築等の姿勢の弾力的な運用や」というよう  
に書いているんですけども、もちろん弾力的な運用というのは必要なんですけ

ど、その前に、まず適正な運用ということが基本ではないかと。これは少し偏ったまた違う見方になるかもしれませんが、他の委員さんからも、今日のご欠席ですけれども、グループホームずっとやって、本来の形のほうから見れば、適正な運用がされればこんな問題はなかったのに、という思いもあるんです。

そういう意味で、まずは適正なという意味で、さらにこういった部分、そんなような順番があるのではないかなと個人的には感じます。

○座長

ありがとうございます。はい。

○事務局

適切など表現をされますと、例えば法律に違反しているであるとか、脱法行為等との観点も当然出て来てまいりますので、その辺は少し表現を検討していただければなと思います。

○委員

「適切な」というのは、要は条例なり何なり規則なり、いろんなものがあるわけですから、まず基本的に則ったものを集約をし、多分それは私どもが別途見方をしているのかもしれませんが、まず基本的なというか。そちらの文章が言ったのが、もう基本的に正しいんだという言い方をされるという意味では、それはちょっと違うかなと感じてるということです。

だから、いわゆる弾力的な運用、これももちろん重要なことだと思うんですけど、「弾力的な」というより以前の問題もあるのではないかとということを感じているということでもあります。

○座長

はい、どうぞ。

○委員

その表現は、ここに載せるべき事柄ではないと思います。適正なんて言葉を載せるべきではないと思います。

○委員

それはどういう意味ですか。

○委員：

ここは提言であって、何をこれから提言すべきかということをごここに載せるわけでしょうか？ 是非を問うことを言ってるわけじゃないです。適正ということは、運営の是非を、運営が正しいのか、運営が間違ってるのか、刑事事件があるのか、そういうような悪いことが行われているから「適正を図る」と言うんでしょう？

○委員

いや、そういう意味ではないです。そういう意味では、先ほど事務局がおっしゃったように。

○委員

適正という言葉。

○委員

だから、適正という言葉が適当ではないということであれば、それはちょっと私もうまくわかりませんが、まずはそういうふうな、やっぱり本来の趣旨に沿ったものとして適用されるべきだということを言ってるのであって、今の委員さんのおっしゃったあのこととは、ちょっと意味合いが。適正という言葉が適切でなければ、それは私が述べていることとはちょっと意味が違います。

そういう意味で、あまりこのことだけを言うといけないんですが、グループホームである委員さんも以前からおっしゃってましたけども、本来ですと、2,000平米以上のものに適用するものを、0平米から作ったから、0平米から適用するんだということが言われたわけです。そういうことを言ってるんです。

○委員

それは建築基準法に則ってやってるわけです、みんな。

○委員

建築基準法じゃないです。

○委員

バリアフリー法というのがあるんです。

○委員

条例があります。

○委員

それに則ってやっているものであって、そのことをこの提言にまで踏み込んで入れるというのは、提言とはまた違った意味合いになってくると思うんです。適正を入れるということは、提言には入らないと思うんですけども。

○座長

提言の種類としては、もちろんマイナスな状態であることを、とりあえずゼロに近づけるということも提言でしょうし、ゼロであることをさらにプラスにしていくということもあり得ますので。ただ、4番目の所の意見の前提としては、適正に行なわれてはいるんだけど、さらに弾力的運営という趣旨で行くのか、今おっしゃったような、そもそも適正という言葉はどうも適切でないようでありますけども、そこをやっぱり意見として、ここに。

項目としては、ちょっと別の○で書いたほうがいいのかもかもしれません。これに絡めると、ちょっとそこはまた。その意見としてはもちろん…、そのうまい表現はちょっと私はわかりませんが、もし本来の条例なり規則に見合ったものが、もしどこかで充分に行なわれていないということであるのであれば、それをまず第一義的にきちんとすべきであるという意見としては、もちろんあっていいことだと思います。

ただ、これに絡めると、適正じゃないか、不適正な所と、そっちの議論になっちゃいます。だから、少しその趣旨は、そうすると別のもう1個の。

○委員

それであれば、それでも。もちろん弾力的な運用というのは、これが中核になると。

○座長

では、そのように検討させていただくと。表現は今わかりません。ほかはいかがでしょうか。居住系サービスはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では6ページになりますが、先ほど3つ目の○について触れていただきましたが、サービスの質の向上の問題です。こちらについてはいかがでしょうか。

○委員

何回もつらつら読んだんですけども、先ほどの日中系サービスの所にあつたのかな。「通所施設などにおいては、利用者や家族の意向を把握する場の設定」ということがあって、それから「サービス提供に当たっては、当事者の自立の観点から従事者の思いを押し付けるのではなく、本人の意思を尊重しながら進めていく人材」ということがありまして、さらに「個々の事業者では、どういう人材育成が必要であるか難しい」ということがあって、さらにその下に「どういった人材支援内容が求められるのか、お互いに言い合えるような環境づくりが必要」ということがありまして、さらに「家族などと十分にコミュニケーションを取りながら」ということがありまして、「向上させる側、それを求める側ということではなく、相互にやり取りをしながら質を高めていく仕組みが練馬方式として必要である」ということが書いてあるので、そこで別○として何が言いたいかということ、「家族間やセルフヘルプグループや、一部退院促進などでやっているピアサポートなどを支援する」みたいなことを別○では欲しいなということなんです。

一部そういうことがやられてるので、セルフヘルプとか家族間とか、そういったものを練馬区としては支援していく方向にあるということ、この文言から行くと読み取れるので、それは別○でそういうことを書いてほしいということ。以上です。

○座長

それはサービスの質の向上につながっていくという。

○委員

ええ。一部ピアというか、セルフヘルプとか、家族の集まりとか、例えばそういうものを事業者の意見に反映させるために、そういったものの集まりというものを全体的に区として支援していく。一部きららなどでは、当事者が病院から退院した人を自分たちでヘルプするような事業が始まっていますので、そういうことを積極的に支援していくみたいな文言を別○で書いてほしいということ。以上です。

○座長

確かにここで書かれていることは、今おっしゃったように、それらの要素を抽出すると、今おっしゃったことにまとまると思うんです。

○委員

ええ。だから別○で。

○座長

ええ、別〇で。そういうことがサービスの質の向上の所がいいのか、ほかの所が…、ヘルパー、いわゆるご本人のエンパワーメントというか、力を引き出していくということも重要だということ。サービスの質の向上で、結果的にこの「サービスの質の向上」という所か、ちょっとその置き場所はどうでしょうか。

○委員

置き場所がちょっと難しいんですけど。

○座長

ここから抽出される項目としてはよくわかりますので。どうでしょうか。置き場所はちょっとお任せいただくということで。

○委員

ええ。家族会とか、そういうものの方を支援することによって、そういった意見が汲み取られてサービスが向上する。

○座長

それはもちろん不可分な関係であるということですよ。

○委員

ええ。

○座長

だから、このサービスの質の向上の延長線でうまく書けるか、ほかの所にかというところ…

○委員

どこかに別〇に入れてほしいということです。

○座長

わかりました。ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員

この最後の所で、チャチャを入れるような形になってもまずいんですけど、練馬方式ということなんですけれども、相互にやり取りしながら質を高めていくという方式。これは練馬独自の方式というか、というよりも、基本的なとといいますか、ある意味では当たり前と言うとちょっと言い方が悪いかもしれませんが、基本的なことだと思いますので、これを特に練馬方式というふうにと言うのは、ちょっと違和感があるなと思いました。

○座長

どなたのご発言か、ちょっとわかりませんが、言ってみれば、そういうことが書かれていることが当然のこととして行われるのが練馬区のスタンダードと言うとおかしいですよ。練馬スタンダードだということを教えたかったと。方式だと、何か特別な方法論みたいに聞こえるので、そこは工夫してもいいのかと。よろしいでしょうか。

では先に進みます。7ページの障害児支援でございます。6番。これにつきましてはいかがでしょうか。

○委員

前にも言ったかもしれませんが、1番目の○の所で、児童デイサービスがまだまだ少ないということに関して言えば、練馬区で言えば石神井と区別学校を中心とした周辺には、かなりの児童デイサービスが出来てきております。

この前に議論をしております児童デイサービスが少ないというのは、いわゆる知的障害児を預かる児童デイサービスはかなり出来ているんですけども、肢体不自由のお子さんを預かる児童デイサービスは、ちょっと事実上皆無に等しいので、今児童デイサービスを運営している所も非常に小さい事業所が多いので、区のバックアップということなのであれば、何とか肢体不自由のお子さんでも預かれるような児童デイを受け入れられるものを作っていければいいなと思っはいるんですけど、それは区のバックアップというか、どのくらいできるのかなというのは、ちょっと気になるころではあります。

○座長

そうすると、少なくともバックアップのほうに書くかどうかは別として、児童デイサービスが少ないとか、とりわけ肢体不自由の方に適した児童デイサービスについては非常に皆無の状態であると。その辺りの趣旨を入れ込めば、まずよろしいですか。

○委員

そうですね。そうしていただければと思います。

○座長

ありがとうございます。さらに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また本当に、お気づきになったら後でお話してください。

8ページにまいります。就労促進であります。こちらについてはいかがでしょうか。

○委員

一番最後の、工賃の増額のことが出て。「工賃増や販路の拡大」と言うのに、もう1点、大阪の箕面市がやってるようなことの検討もちょっと、練馬区としてできないかなということを思っまして、何か、それがそもそも入れていただければと思うんですが。

あと、そのことと、今、官公需の増ということで、実際に我々も区のほうに何か仕事ありますかと聞くと、「逆に、何できますか」と聞かれて、その議論が堂々巡りしちゃうんです。何かそういう場を、少し議論を深められるような場を作っただけであればというふうに思います。

○座長

私の記憶では、たまたま社会支援雇用についてはいろいろ関わりがあるので、たまたま記憶が鮮明なんですけども、今までの議論の中では特になくて、今回ありました。もし質問を出したら申し訳ないんですが、今回お気づきで、この実践の中でということですよ。

○委員

はい。

○座長

そうしますと、社会支援雇用制度は今の制度で言うと、自治体の独自の持ち出しと言ったらおかしいんですけど、単独の事業なので、賃金補填の部分は自治体が10分の10負担してます。それを制度改革推進会議の中では、モデル事業を積み上げることによって、もっと全国化、全国区にできないかというようなことが議論されていますね。

ですから、そこをすぐに社会支援雇用すべきとかというのはちょっと難しいと思いますけども、例えば、多様な社会的な支援に基づく多様な雇用を検討すべきであるというようなことであると、比較的すんなりと入れるかという気がするんですけど、それはそうなんですか。

○委員

いや、現時点ではすごく現実的なので。

○座長

いや、こちらご議論していただいてもいいかと思うんですけども、ちょっと今までの経過の中ではそこまで出て来なかったの。ただ、多様な就労機会を確保するということの検討をするということは骨格提言の中にも出て来ますので、そういう意味では、じゃあ、今の趣旨をここに、多様なものの検討というようなことも含めていくということでもよろしいでしょうか。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

9ページ(8)「社会生活支援推進」でございますが、いかがでしょうか。

○委員

身障福祉協会です。そして障害者の当事者とか。今私たちのほうで聞きますことは、だんだん入会してる人が非常に高齢化をしてる。それから、入会をする人がだんだん少なくなってきており。しかし実際の働きは常時、地域活動としていい活動をしてると思うんです。

それでもって、ここにありますように、2番に「障害者が生活しやすくなるように、地域の団体・個人の力を活用する必要がある」というようなことです。私たちの団体、ほかの団体もそうですけれども、入会するのはあくまで本人次第、それを調べて入会する。

しかしそれを、1つではない相談機関が相談の過程の中で社会資源としてこういうような障害者団体があるということを、相談の過程の中で教えてくれないと。この部分は、本当に地域の中で生活のために本人の支援となるような団体であるならば、相談機関が紹介してくれないので、本人が社会資源としての団体の中で活動しやすいように、相談機関がその団体のある程度リードした、そういうような働きも必要じゃないか感じられます。

そういうことで、在宅支援・社会支援が必要であるということで、上から2番目の表現がなされていますが、やはり相談機関が1つの相談の過程の中で本人を支援するために、そういう障害者団体が地域の中であるということ、そのことが本人の支援になるならば、相談機関が紹介して、そして障害者団



体の働きを求める、そういう働きもとらえていくようにしたらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○座長

社会資源としての地域の障害者団体の位置付けや活用をもっと認識し、広めていくべきである。こういう理解でよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○座長

この点についてはご異存ないと思いますけど、いかがでしょうか。あと、それに相談支援をする側からすると、ある団体がそれを社会資源としてご本人の地域生活を支えていく力があるということで、相互にやり取りをして、情報公開していったら、団体もまた力を高めていくということですね。では、そんなような趣旨で、ここに「地域の団体・個人の力を活用する必要がある」という所の各論で、団体というのは障害のある当事者の団体も含めてということか、そこを社会資源としてみなしていくということかで表現するということが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょう。ではすみません、10ページの9番「安全な暮らしを支えるについて」をご覧いただきたいと思います。冒頭ありましたように、ここについては大震災以降ということの事情もありまして、今回このような形で特にご議論をいただき、多くの意見をちょうだいしたところです。改めてご確認いただきたいと思います。

○委員

2番目の○の所に、「障害特性などに配慮した設備」というような文言、これはもうまさにそのとおりなんですけど、じゃあそれが具体的に、そのご担当の部署なり担当される方に、どういうものが共有されているのかというのがどうなのかなど。非常に抽象的な言い方で、言い方自体は別に問題ないんですけども、この辺が実際にどれだけ進められるのか。

これは提言ですから、提言としてはこのとおりだと思うんですが。実際に、これは私なりが提示してるものには、地域の担当の所には全く念頭にもないというふうな問題とか、そういったものが実際にはある。

○座長

具体的には、例えば「障害特性などに配慮した」という所に含まれるかもしれないけれども、それが本当に配慮したものとして行き届いて、担当者が認識されてるかどうかを改めて確認しておきたいということでしょうか。

具体的に、もし文言に加えるとすると、どうでしょうか。何かご意見・アイデアはございますでしょうか。

○委員

私の意見としては、具体的には、例えば空調設備です。

○座長

前にもおっしゃってましたね。例えば、2番目の「福祉避難所の整備には、

さまざまな障害特性などに対応できるよう、充分検討した上で設備を整える」というような趣旨が含まれると、その辺りでしょうか。単に対応できるようなということだけでなく、それを土台にして充分検討するというようなところでどうでしょうか。

○委員

福祉避難所というのの広さというかキャパシティーなんですけども、やっぱり決まっていますよね。そうすると、そういう障害を持ってる方が全国の福祉避難所に入れるかという問題があるんですけれども、当然その地域の普通の一般人と同じような避難所に行かざるを得なくて、そこから特別に利用できる方だけが福祉避難所という所に行かれると思うんですけれども、そういうことは明確になってるのでしょうか。やっぱり、そういう人の人数分だけ福祉避難所というのの整備されてるのでしょうか。

○座長

人数分というのは難しいかもしれません。何をそのときに必要性として、いずれにしても必要な人がたくさびるわけなんですけども、一方で、今回の震災のように、役所自体が避難されちゃうと、やはりそこでかなり地域の人たちが支えあっていかないと現実には避難所も構築できないと思いますので、そのキャパシティーというか、それを含めて、必要なものを前もって把握して用意していくということも大事なんですけども、その辺りも含めて避難所が特性に対応できるような、充分なというか。ここでは言い切れない気はするんですけれども、やっぱり懇談会として、その方向性はもちろん思い描いておりますけれども、どの辺りを検討すべきだということは、なかなか難しいかもしれない。はい、どうぞ。

○委員

「当事者や支援者、事業者からもそういう障害者に関わる」、その業者側の姿勢です。積極的に関与すべきであると。特に、今の当事者側というのは、障害特性に配慮した設備であったというのはなかなかできない。特に、警告する側、準備する側、備える側に当事者さんはいないんです。そのところで、私たちが積極的に関与するだけではなく、そういう備える側が積極的に当事者さんの意見を聞くだとか、そういった姿勢を持つというのをすべきではないか。

今キャパシティーの話が出ましたけども、区全体で避難拠点のキャパシティーを作る、大体区民の1割を収容できるようなという構想があると聞きましたが、阪神淡路大震災で避難されてる方、要は、障害を持った人がどういう場所が必要で、そのためにどれだけの設備とどれだけの場所が必要かというデータがないと。それを知ってるのは当事者さんとか支援者さんとか、その人たちが当然姿勢を持つだけで。その辺を指摘しておいていいのかなと。

○委員

ここに書いてあることはごく当たり前で、全くこのとおりですよ。もろ手を上げて賛成。けども「実現できるの？」と言ったら実現できない。文

書で終わってる提言だと思う。実際、私どもの所は、練馬区の南町小学校に地区防災委員会というのがあるんです。そこに我々みたいな団体も介入させてもらって、練馬地区全体で防災計画を立てて、その中で障害者をどうしていいかということなのね。

この間の防災のときに、南町小学校の校庭と体育館を開放したんです。そうしたら、みんな西武線で練馬で止まっちゃったわけ。そういう人が3,000人も来たんです。で、一晩そこで明かして、我々は炊き出しをしたんです。障害者も多分含まれてると思う。やはり一事業所がやるんじゃないくて、地区の防災委員会と連携してやったほうが実効性が上がると思うし、費用もかからないと思う。

「設備を整えましょう」、これ実際できっこないんです、設備なんか。ほかのないんだから事業所は。もう毎日の生活に四苦八苦してる所が「避難梯子を作りなさい。避難階段を作りなさい」、そんな金はないんだから、できっこないんです。だったら、できっこないことをここに載せることよりも、やっぱり地区のそういう防災委員会とか、あと、防災課という所があるんです、区役所に。そこと我々は連携してるの。そういうふうにお金をかけないで防災計画を作ったほうが実効性が上がると思うんです。

○座長

今の部分は、1つ前の所を言いますと、福祉避難所の整備、もちろん財源の問題とかありますけども、少なくとも設備の整備の中には実行可能なものも含めて。ただ、そのときには当事者の状況を踏まえてとか、必要を踏まえた上で。あるいは、その意向を確認した上でということが入れば、先ほどのご意見も、この所で意見として反映できるかなというふうに思います。

それから、今の地域の所は、下から2番目の所にも書き込んでありますけども、確かに現実問題として、地域の仕組みの中でやはり支えていけなくちゃいけないということは当然のことだと思いますので、その辺りを一緒になって進めているというよりは、もう少し書き込む形で、ここの下から2番目の所をちょっと分割して、地域の人たちの力を活用させていただき、また、当事者や施設事業者も地域に関わる双方向性の支え合いも、ここにあってもいいかもしれない。もう少しそこを強調するという感じで。

いかがでしょうか。

○委員

違う観点からでもよろしいですか。

○座長

どうぞ。

○委員

1つ目の○なんですけれども、あのときにおっしゃったと思って読んだんですけれども、災害要援護者名簿は非常に個人情報を守るということで、地域の避難拠点の小学校では金庫に入れてある。それぐらい厳重に扱っているものを、ここでポンと急に提言として、障害者相談員にも情報提供すると

いうふうなことを書くのは、ちょっと危ないのではないかと私は個人的に思っています。

自分が助けられる側の当事者にもなり得るような相談員が、情報提供してもらっても活用できるという自信は全くなく、ちょっとこれは個人的にも非常にこれを書かれると負担だなというふうに思っています。

○座長

いかがでしょうか。そうですね。このご発言がね。おっしゃったような手続きはきちっと踏まえながらも、活用先というか相談員もまた、その地域で見守る態勢にもうちょっと積極的に関わっていきたいというのが趣旨だと思うので、名簿の提供先というのは1つの象徴的なことになりますけども、そこに代表させなくても、障害者相談員もときには援助を受ける側という方もいらっしゃるかもしれませんが、そこに関わりたいというご趣旨の発言ですので、必ずしも名簿の提供というところにはこだわらなくてもよろしいんですかね。これは象徴的なものなのでしょいかね。

○委員

やっぱり災害に対しての、いわゆる地震についてはいろいろ齟齬があるんですけれども、一応そういうものが決まったら、積極的に「こういうことをするんだ」というマニュアルみたいなものを積極的に広報してもらいたいということです、結局。本当に災害が生じたときに、もし障害者が、要するに一般と同じような所に逃げたとしたら、それをどうしてそういう所にされていくか、そういう一般の人たちが逃げた中にも、ちゃんとお医者さんを派遣するとか、そういったようなことがちゃんとなってるんだ、みたいなことをちゃんと広報するようなことをしてほしいというか。

○座長

そうしますと、表現としてはいろんなご意見があると思いますので、災害時要援護者名簿の活用について、それがより有効に活かされるように検討していくべきである。そこに「例えば」と入れるかどうかは別として、どうでしょうか。という意味合いで…

○委員

防災課長さんの、この前の震災時に有効活用にと聞いたとき愕然としたので、まずそこからだと思います。

○座長

そういう趣旨で、先ほどのご提案の意図が食い込んでいくということでしょうか。ありがとうございます。ここはよろしいでしょうか。

時間のほうがすみません。私の段取りが悪くて申し訳なかったんですが、残11ページ10番。あともうちょっとだけお付き合いいただきたいと思えます。「福祉のまちづくり推進」はいかがでしょう。よろしいでしょうか。ソフトとハードと両方含まれている内容になりますけども、ご確認いただきました。

13ページ「障害者医療」でございますが、いかがでしょうか。

○委員

A C Tが入った4番目ですか。精神の問題で言いますと、大きな病院3つありますけれども、大きな病院には訪問看護とか、そういう施設があるんですけど、今もう乱立と言ったらおかしいですけど、クリニックですかね。域内クリニックというものには、そういった訪問看護とかソーシャルワーカーだとか、そういう設備が全然なくて、そういう人たちが訪問看護とかを受けられないということがあるので、そういうことを補完するお医者さんとか、訪問看護とか、そういうことで訪ねて来るお医者さんという問題が必ず出て来ると思うんですけど、そういうことを記述させてほしいと思うし、それからお医者さんへの入口です。

なかなか病院の門をくぐりにくいという問題があって、また病院の中でいろいろな不満があるんだけど、それのはけ口がないとか、そういったようなことに対して意見を聞く場所とか、お医者さんに対する入口を相談したり、全体に医療に対する苦情みたいなものを引き受けてくれるような公的なものを望むということですけども、よろしいでしょうか。

○座長

ご意見はわかりました。前段のほうはA C Tの書き振りに、もう少し地域をベースにしたというようなことがあると、クリニックとかを含めた全体の、大規模病院だけではないということがわかると思いますので。

もう1つは、サービスの質の向上で、確かに医療機関もサービスの質の向上で、ほかの福祉サービスの所はいろんなやり取りしたり、情報提供したりとあるんですけど。ただ、その機関をどういうふうに設置するかというところまでは、ごめんなさい。ここの所では、そこまではあまり議論してなかった気がする。今のご意見として、よろしければ入れてもいいと思うんですけども、医療機関の障害者理解というのとはまた違うんですね。はい、お願いします。

○副座長

確かに先ほど統合失調症で、18歳ぐらい、高校生から、あるいは大学生が多いんですけども、多分、東京都とか国で調査、あるいは家族会が中心となって調査されたと思いますけど、きちんと専門医にかかるまでが非常に時間がかかって、という問題がやっぱり精神障害というふうにくくられていて、それについてのモデル的にされていくような県もありますけど、その部分ですよね。

○委員

そうですね。

○副座長

そこが、せっかく今おっしゃっていただいたので、ここに入れてもいいんじゃないかなと。

○委員

あと、精神だけじゃなく、服薬等に対する相談窓口みたいなものを。お医

者さん、福祉とはまた別なんだけど、そういったことに対する不信とかそういうことが生じた場合に、その相談窓口というものを、障害の理解が進んでいなかった場合、それを受け止めてあげる、要するに。例えばケアにしてもそうですよね。そういうことに対する、要するに不満みたいなのも当然あると思います。そういうことを受け止めてあげたり、相談できると言うこと。

○座長

形やどういう仕組みかはわかりませんが、少なくともそういう医療を検討していく必要があるということではいかがでしょうか。新たに起こすということ。表現は…

○委員

表現は任せます。

○座長

ほかはよろしいでしょうか。それでは長時間にわたりまして、この資料1のご議論いただきましてありがとうございます。いよいよ意見書という形になってくると、また改めて皆様方のご意見あるいは議論のポイントが浮かび上がってきたので、とても有意義な機会だったと思います。

先ほどご案内したように、資料2についてはもう既にお目通しをいただきながら、今日はこの資料を提供されたということだけ受け止めて、中身については次回改めてというふうに思います。検討事項としては以上でございます。3番「その他」ということで、委員の皆様方から何かあるでしょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局のほうからいかがでしょうか。

○事務局

では繰り返しですが、お手元のほうに懇談会の意見書に関する意見の記載用紙がございます。今日言い足りなかった部分であるとか、結構貴重な意見をいただきまして、それを議事録等でまとめて文書には起こしたいとは思いますが、委員さんなんかにとっても「これをこういうふうに表現してくれ」といったご提案があると、こちらのほうもまとめやすいかなと思いますので、その辺ご協力をお願いします。期日が11月8日ということにさせていただきたいと思います。これを基に、次回ではある程度まとまった形で意見書をご提示したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○朝日座長

ありがとうございます。次回の会の日程確認ですが、11月29日(火)18時からということではよろしかったでしょうか。委員の皆様方、よろしいでしょうか。交流会場が予定されております。では、以上をもちまして第5回の計画懇談会を終了させていただきたいと思います。委員の皆様、そして傍聴の皆様、どうもありがとうございました。長時間にわたりまして、ありがとうございます。

(終了)